

産業建設常任委員会記録

平成29年7月12日

【開催日】 平成29年7月12日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時46分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	長谷川知司
委員	岩本信子	委員	杉本保喜
委員	松尾数則	委員	山田伸幸

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	三浦英統
-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	産業振興部長	芳司修重
産業振興部次長 兼農林水産課長	高橋敏明	農林水産課農林 係長	平健太郎

【事務局出席者】

局長	中村聡	庶務調査係書記	梅野貴裕
----	-----	---------	------

【審査事項】

1 地方卸売市場について

午前10時開会

中村博行委員長 おはようございます。定刻になりましたので、産業建設常任委員会を開催いたしたいと思っております。既に傍聴の方に入っておりますけど、許可したいと思っております。それでは付議事項として、地方卸売市場ということですが、先日の下瀬議員の本会議場での一般質問を受けて、ある意味疑念を感じられたという部分もありますので、

そういったものが払拭できるように当委員会ではしっかりとした審査をしたいと考えております。それでは早速資料に基づいて、執行部の説明を求めたいと思います。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 おはようございます。それでは山陽小野田市地方卸売市場について、地方卸売市場卸売業者の運営補助金について御説明いたします。市場の卸売業者については、条例の定めにより、知事の許可及び市長の承認を受けた1者としており、市では昭和58年の市場開設に伴い設立された小野田中央青果株式会社を卸売業者として承認し、市場の営業を始めました。市場は、開設以来、生鮮食料品等の需給の円滑化と取引の適正化をその役割として運営してまいりました。そして、健全な運営を確保することも目的としています。しかし、卸売業者の小野田中央青果株式会社においては、過去の累積債務により経営に必要な融資も受けにくいなど、健全な運営の確保の面で支障を来しておりました。市としては、市場は自給率の向上や食の安心安全の確保、地産地消の推進など、地域における「食」の流通拠点であること。また、生産者や小売業者にとってもなくてはならない必要な施設であることから、今後も経営の健全化に努め、市場機能の強化を図っていく必要があるとの認識の下、平成26年度から平成28年度の3年間、小野田中央青果株式会社へ運営補助金を支出することとしました。補助金の額は平成26年度に500万円、27年度に300万円、28年度に300万円の合計1,100万円です。これにより累積債務は、約2,400万円から1,350万円に減少し、融資も受けやすくなるなどの成果もあったことから、平成28年度をもって終了したところです。

それでは、参考資料1ページを御覧ください。1、運営補助金に係る産業建設常任委員会記録について。運営補助金の予算審査に係る過去3年間の委員会の執行部答弁の趣旨を記載しております。(3)平成26年3月及び(1)平成28年3月の委員会では「支援先である卸売業者の小野田中央青果株式会社への補助金である」と述べておりますが、(2)平成27年3月の委員会では、審査資料として小野田中央青果株式会社

と買受人である株式会社小野田青果販売の貸借対照表を提出し、両会社の負債を一緒に説明するなど、一部支出先が分かりにくい説明をしております。この運営補助金は、小野田中央青果株式会社の自助努力も含め、経営健全化に向けた過去の累積債務解消のための補助金であって、予算書においても地方卸売市場卸売業者運営補助金と記載してあることから、平成26年度、28年度と同様の趣旨で説明していたものと考えます。しかし、分かりにくい説明をしたことにつきましては、大変申し訳なく猛省をしておるところでございます。6月市議会本会議で指摘のあった2社に補助金を出しているという事実はなく、それは損益計算書を見ていただければ御確認できます。

続きまして、2、小野田中央青果株式会社累積債務の状況です。2ページから、小野田中央青果株式会社の平成25年度末の貸借対照表及び損益計算書を、4ページから、平成26年度から28年度末までの貸借対照表、損益計算書及び雑益等の内訳書を添付しております。(1)平成26年度について、2ページの貸借対照表を御覧ください。右下、3、利益剰余金を御覧ください。マイナス2,409万1,079円が平成25年度末の累積債務で、これが平成26年度の期首残高になります。5ページの損益計算書を御覧ください。表、中ほどのIV営業外収益として、1,535万1,627円の雑収入が計上されていますが、この中に山陽小野田市からの補助金500万円が含まれております。この内訳を6ページに添付しておりますので、御確認ください。よって、下段の509万8,529円が平成26年度の純利益となります。

4ページの貸借対照表、右下、3、利益剰余金を御覧ください。純利益509万8,529円により、平成26年度末の累積債務はマイナス1,899万2,550円に減少しています。(2)平成27年度について、運営補助金300万円は9ページの内訳書にて御確認いただけます。これは8ページの損益計算書の雑収入に含まれ、平成27年度の純利益300万7,485円により、7ページの貸借対照表の累積債務は、マイナス1,598万5,065円と減少しています。(3)平成28年度について、運営補助金300万円は12ページの内訳書で御確認い

ただけます。これは11ページの損益計算書の雑収入に含まれ、平成28年度の純利益244万6,717円により、10ページの貸借対照表の累積債務は、マイナス1,353万8,348円と減少しています。累積債務の減少という一定の効果も得られ、金融機関からの融資も可能な状況となったことから平成28年度をもって、運営補助金は終了したところです。ここで12ページにお戻りいただけますでしょうか。内訳書です。この中で補助金、山陽小野田市が二つ出てきております。下のほうの補助金の山陽小野田市、45万6,516円、これは山陽小野田市からの補助金ではございません。宇部・美祢地域地産地消推進協議会の金額29万9,700円がこの中に入っておりまして、残りの15万6,816円につきましては、上段の配送料のお金ということで、記載のミスが見受けられましたので、これにつきましては厳しく指導してきたところでございます。

その他の提出資料として、13ページ以降は株式会社小野田青果販売の決算書、過去の累積債務の一覧表及び運営補助金に係る支出命令書を添付しております。この中で25年度の運営補助金は卸売業者の小野田中央青果株式会社と取引のあった会社が破産をいたしまして、売掛金が回収不能となったことを受けまして、市場の必要性や公益性等を検討した結果、市が補助金として支出することとしたものです。これにつきましては22ページ、23ページの支出命令書を御覧ください。加えて、一月当たりの取引額に対して売掛金が多い業者につきましては根抵当権を設定し、債権を確保したという経緯がございます。売買参加者や出荷農家の減少等により、競り売りが厳しくなる中、小野田中央青果株式会社においては、出荷物の確保のため契約的栽培や相対販売、販売先の拡大に努めており、今年1月にはホームページを開設するなど、自助努力による経営改善の取組も進めています。市場は、市民や利用者ニーズに答えていくことが大切です。そして、品ぞろえと品質向上、安定入荷に努めながら、今後も市場機能の強化を図り、安定した市場運営に努めてまいります。以上で説明を終わります。

中村博行委員長 資料が、たくさん数字がありますので時間を置きながら質疑のある人は質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 今の説明で、最初の執行説明の中で、平成27年と26年については、連結という言葉がそれぞれ使われているんですね。平成26年の議案第21号の審査の中で、当時の課長が「市場におきましては連結決算等とみてみますと」という形で小野田中央青果とほかの会社が一体的な運営がされているというような説明がされています。先ほどは平成27年度予算についてだけ言われたんですが、この年度においても債務超過というようなことがこの連結決算という形で説明がされているのですが、この説明は正しいんですか、正しくないんですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 連結決算という発言は出ております。連結決算書についてはございません。あくまでも青果販売と中央青果との委託販売であるとか、そういったものが別々の決算書として提出をされていなかったということがあったようですので、その辺りで連結決算書というものが先ほど申し上げましたように存在しておりませんが、連結決算的な収支があったという、そういった趣旨の発言であったと認識しております。

山田伸幸委員 そもそもこの補助金の審査が先ほどの説明では、中央青果に対してね、説明されるべきところがこういった連結という形で市が直接出資もしていなければ、運営に参加しているはずのない補助金の説明の中でこういう連結決算という形で説明がされているのは、この説明自体が間違っているのでしょうか、それとも正しいのでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 それにつきましては、大変申し訳ございません、私の判断ではいたしかねているところではありますが、私のほうからはこういったお金の流れについては卸売業者である小野田中央青果のほうに間違いなく支出をしているという事実だけ、これにつきましては

は本会議場でも述べさせていただきましたが、そういった事実だけを述べさせていただいたところでございます。

山田伸幸委員 それでは平成26年度の説明の中で、債務超過1,400万円という説明がされているんですが、この内訳を教えてください。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 これは議場でも提出されておったと思いますが、説明の仕方としましては、2ページ、小野田中央青果株式会社の貸借対照表の純資産の部の合計四百九万一千何がし、それに併せて青果販売の貸借対照表、13ページです。13ページの資産の部の一番下、開業費720万円、それから残りの負債の部のほうの純資産のマイナス230万、こちらの説明をした記録が残っております。

山田伸幸委員 ということは、やはりこの1,400万が債務解消の対象とされたのではないかということがこの年度からもうかがえるのですが、先ほどの説明では、その全ての補助金の流れは中央青果に入っているというような説明をされたのですが、その中央青果の債務を解消することによって、小野田青果販売のものについては、これは関係ないということの説明ということで捉えていいんでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 予算の執行についてはそのとおりでございます。

山田伸幸委員 では何で、小野田青果販売の約1,100万円でしたかね、負債までこの説明の中でしなければいけなかったのか。その合理的な説明がないように思うのですが、いかがでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 提出しております資料の1ページを御覧ください。この運営補助金1,100万円が始まりましたのは、1の委員会記録、(3)26年3月の委員会でございます。この中で「資本金

1,000万円に対し、1,400万円の債務超過となっている。経営改善を加速させ、健全な状態にするため3か年で債務超過分を解消させたい」という発言をしております。この全体の株といたしましては、資本金2,000万円です。そのうちの2分の1、市が1,000万円の株を持っているということ。この市の株1,000万円に対して考えると、1,400万円の債務超過となっているという発言がありました。考えられることとすれば、この1,400万円というのが一人歩きをしたのではないかと受け取れますが、これはあくまでも推測でございますので事実確認はできておりません。あくまでも当初の2,400万円という累積債務に対する運営補助金であったという認識で動いておったのではないかと、27年のほうも、そう考えております。

山田伸幸委員　するとこの委員会の説明は何ですか。債務超過1,400万円ということが、当時の課長から説明されているんですね。27年度は係長が同様の説明をしている。やはりこの連結決算の1,400万円に対して、市がその1,400万円のうち300万円については自助努力で1,100万円については補助を出しましょうという考え方ではないんですか。それじゃないと、この説明と今の説明のつじつまが合わないんですけどね。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長　先ほども申し上げましたが、連結決算のお話ですが、連結決算書というのはございません。それぞれ提出しております各々の会社が損益計算書、あるいは貸借対照表というもので決算をしておるとい、これも事実でございます。ただ、発言の中で大変支出先が不明瞭である。なおかつ適切な発言であったかと言われると、大変よく分からない説明をしておったと私も理解しております。それにつきましては大変申し訳なく、説明責任がきちんと果たされていないということにつきまして大変申し訳なく思っておるところでございます。

山田伸幸委員　申し訳なく思っていると言われても、数字のことをきちんと説

明してもらわなければならないんですよ。市が行うべきは小野田中央青果に対する補助金ですよ。株主としての責任もあるだろうし、それを設立に動いたという責任があるかと思うんですが、これで見ますと貸借対照表では小野田中央青果というのは409万1,000円の負債でしかないんですよ。これに対してどうするかというのであれば分かるんですよ。株主資本金がマイナス400万になっていると、これに対して何とかしようという説明なら分かるんです。だけど実際には小野田青果販売の分も1,100万円も含めて説明がされている。この400万円に対してという話なら理解できるんですが、なぜこの1,100万円というまで説明に加えられたのか。その説明自体が間違えていたのかどうなのか。謝罪とかじゃなくて、事実経過としてどうだったのかということをお聞きしているんです。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 運営補助金につきましては小野田中央青果株式会社に支出したものであると。それは提出をしております支出命令書でもそれ以外のものはございません。ということになりますと、不適切な資料を提出して、不適切な説明をしていたものと判断しております。

山田伸幸委員 それなら予算審議の中でそういう説明をされること自体が大問題ですよ。だって1,100万円の支出根拠がその1,400万円の連結決算による負債分を解消しようという説明をしているわけですよ。2年間にわたって。1年だけで2年目に何か少しでも改善の方向があるのならいいですけど、2年目になると、係長はもっと突っ込んで説明していますよね。もっと詳しく。しかもこの貸借対照表のどこにこういう負債があって、その分の解決に動かなければならないんだという、そういう説明までされていますよね。それは確かに中央青果の分を黒字に持っていけば連結上は赤字にはなりません。しかし、説明ではあくまでも中央青果と青果販売、両方に対して市の責任が及ぶんだという説明をされているじゃないですか。そういう説明ですよ、課長と係長の説明は。

だけど支出先は違うんですよと言われても、じゃあこの説明は一体何な
んですか。1, 100万円の根拠は何なのかということです。中央青果
に出す。

芳司産業振興部長 この運営補助金につきましては、全部で500、300、
300ですので1, 100万円、合計金額で出しておりますが、26、
27、28の3か年にわたって支出をしているものでございます。これ
を出すに当たって、最初の26年3月のときの委員会での説明というの
が一応基本にはなるのかなと思っておりますが、本来的にこの地方卸売
市場、これを存続させていかなければならない。こういう中で、当時、
いってみればこの累積赤字というのは創業間もない頃からの赤字負債と
いうことがあると思います。それと当時の状況として、取引の大きかつ
た事業所の破産といったこともあって、多額の売掛金を複数抱えるよう
な状況があった。こういった状況の中で、債務超過の脱却と経営の見直
し、これをしない限りは市場の存続、会社の存亡の危機にあるという状
況の中で、市とすれば3か年にわたって、補助金を出していこうという
ことで予算要求をさせていただいて、承認をいただいたものと認識して
おります。最初の説明とすれば、合計累積債務が全部で2, 400万円
あると。これがあるがために、いろいろな融資も受けにくい状況になっ
ていると。さらにそういう状況が続けば、運転自体も厳しくなっていく、
もう本当に危機にひんするのではないかというようなことの中で、この
2, 400万、累積債務の解消を図らないといけない。それに対して市
がどれだけの補助をしていくのかという議論の中で、市の持ち株である
資本金1, 000万円に対して、2, 400から引けば1, 400の債
務超過となっている状況があると。ではこれを全部市が補助金としてカ
バーするのかということではなくて、当然その会社としての自助努力も
必要だということで、まず500万円、それから状況を見ながら2年目
は300万円、さらに3年目300万円という運営補助をしていったと
いう経緯があると私は認識をしております。

中村博行委員長 過去からの今の経緯を説明していただいたわけですが、その結果、26年から3か年にわたって補助金が出ると、出すということが決まって、最初の委員会審査のときですよね。このときを含め、一番肝心なのは、(2)の説明のところ。二つの負債を一緒に説明するなど一部支出先が分かりにくい説明となっている。これは具体的に先ほどから山田委員が指摘をされているところだと思うんですけども、その説明の不備について・・・不備っていったら、もう既に終わっていることなんですけど、この辺のことについてやはり一定の明確な説明をしないと、もう審査が終わっている段階でありますので、その辺をちょっと踏まえてしっかりした説明が要るのではないかと思いますけども。もう一回同じような説明になろうかと思いますが、付け加えることがありましたら。

芳司産業振興部長 先ほどから高橋次長のほうからもありましたが、26年、27年、28年、それぞれ3月の委員会での説明内容、基本的には先ほど私が申しましたように、累積債務2,400万の解消を図るとというのが主な趣旨でございますし、それは中央青果に対して執行するものであるということも一貫しております。ただ、先ほどから御指摘がありますように、(2)の27年3月のときの委員会説明につきましては、そういった意味ではちょっとその支出先が分かりにくくなるような説明なり、資料の提出をしていたということに対しては、大変申し訳なく思っております。基本的には(1)、(3)と同じ趣旨であると私は認識しておりますが、(2)のときの説明がそういった意味で分かりにくくなっている。決して誤った方向に誘導するつもりは全くないと確信しておりますけれど、そういった意味で分かりにくい説明になったということについては、私ども執行部としてしっかり説明責任を果たしていかなければならない立場のものがそういう説明になったということに対しては、大変議会に対しても申し訳なく思っておりますし、今後こういうことがないようにしっかり気を付けていきたいと思っております。

山田伸幸委員 今後もそうなんですけど、やはり会議記録できちんと残っているんですよ。その中で、はっきりと中央青果とともに青果販売という名で説明がされているんです。それを合わせて1,400万円、そのうち300万円は自助努力で残りの1,100万円を補助していきましようという実に分かりやすい説明をしているんですね。今の説明で、ではどいう説明をされるんですか。この説明自体が、撤回されるんですか、そしたら。それでないと今の言われたことは全然意味がないんですよ。この説明が違うのかどうなのか。それが違っていたのならどうされるのか。予算の執行については議会がそれを認めていくわけですから、その際にこういう違った説明をして、しかもあってはならない会社への補助金が、さも正当化されたような説明をされたわけですよ。違いますかね、私の言っていることは。どこを読んでもこの二つの会社に対する債務を解消するのが目的としか思えないような記述なんです。説明しているんですよ。特に平成27年の説明は、本当にこれで言われたらこういふなんだな、ただその時点でその委員会がそういう資本関係のない会社に対して補助金を出していいものなのかどうなのか、出すのであればどういふ理屈で出したのかということを説明しなければいけませんよね。そういう説明は一切ないですから、そこについてどう思われるかということをお聞きしたいんですが。

中村博行委員長 過去の委員会での審査の中での発言ということでもありますけど、今日の説明は非常に明確に答えられているわけですが、この時点でやはりこの二つの関係が、要は補助金が中央青果を通して小野田青果販売のほうに流れているというような疑念を抱くような発言になっているわけですよ。だからその辺をしっかりと払拭できるような訂正なり、何らかの形が。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 委員会記録につきましては、これは過去のお話ですので、それはそれで説明資料も出しておりますし、それに基づいて説明をしております。その説明をした本人がその子会社に対して

も支出をするという認識でおったのかどうかということは私もこの場ではお答えいたしかねますし、判断もいたしかねます。ただ、その中の記録の中で、数ページ後のほうにもなりますが、部長の発言も一部ございます。部長の発言の中には2,400万に対する債務という発言もございますので、ただその段階で当時の課長、係長なりがその子会社の貸借対照表等も出して説明をしたという意図につきましても、大変申し訳ございません、委員会記録が間違えているのか、それとも正しいのか正しくないのかという発言の前に、どうしてそういった説明をされたのかということにつきましても、何度も申し上げますが、お答えをいたしかねます。ただし、部長答弁にもありました2,400万円という数字も発言がございますので、あくまでも小野田中央青果に対する運営補助金であったと、また予算書においても卸売業者運営補助金という上程の仕方もさせていただいておりますので、委員会での説明自体がうそなのか正しいのか、正しくないのかということにつきましても、そういった説明をしているということは事実でございますので、しかしながらあくまでも卸売業者に対する補助金なんだというところでは申し上げられないというところがございます。

山田伸幸委員 皆さんのところに平成27年度、本当は26年と27年、両方あるといいんですけど、今日出された資料の1ページの1番の(2)(3)では具体的にどういう発言をしたのかというのが出ておりません。ちょっと読みますと、「中央青果株式会社の貸借対照表だと、資産の部合計として9,814万、右側の欄に負債の部合計が1億224万だと。純資産の部合計はマイナス409万円。この四百九万一千何がしかが債務超過分」と説明されたんですね。その上で商号で株式会社小野田青果販売となっている分があって、資産の部合計が一千八百八十万何がし、負債の部合計が2,122万、純資産の部の合計がマイナス233万となっております。こちらのマイナス233万9,893円が債務超過分です。さらに繰延資産開業費という項目があって、こっちのほうに723万3,400円という負債があるんだと。これを合計して、小野田中

央青果販売で409万、青果販売で233万、繰延資産開業費で723万、合計1,366万がマイナスだと、このうち300万円については自助努力で1,100万円を市が補助していく」という実に分かりやすい具体的な説明をされているんですよ。これは課長も部長も御存じですよ。この説明については、はっきりと。これほど分かりやすく説明されていて、もしこれが違うのであれば、この補助金の支出自体がおかしなことになってしまいませんか。今になってその2,400万円の半額の1,000万円ですか、だけどそれだったら100万円違いますけどね、これについて責任を持つんだというような言い方をされていますが、それだったらどういう理屈で2,400万円の説明がここでされていなかったのか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 その1,100万円につきましては、資料でお出ししております26年3月の委員会の中で1,000万に対する1,400万円、つまり2,400万円の債務超過があるということがスタートになっております。そこで、500万、300万、300万という1,100万円という全体の3か年計画が説明されておるところであります。あくまでもこの1,400万というのは、先ほどの話の中で市の持ち株の1,000万円という中で、1,400万が債務超過ということ強調したかった発言であったと捉えております。実際にマイナスが2,400万円であるという認識の下で1,100万円を支出する。聞くところによりますと500万円を3か年支出して1,500万円の支出もしたいという計画を持っておったようですが、そうなりますと市からすれば、1,400万円の債務超過に対して1,500万円の補助金を入れるということは、これは市のほうとしても入れ過ぎであろうと。そうした中で市を中心として考えれば、1,400万円のうちの1,100万円、残りの300万円は自助努力をしていただくのではないかという趣旨で26年3月は発言されていると認識しております。この中で、ここからのスタートでございますので、その考え方が27年、28年で変わりようがございません。とはいいいながらも、その27年で

そういう発言があった、そういう資料を提出したことにつきましては、大変申し訳ございません、先ほどから何度も申し上げておりますが、大変不明瞭な説明責任が果たされているのかという先ほど部長のお話がありました。そういった面に関しては大変申し訳なく思っておるところであります。いずれにしましても、事実とすれば中央青果のほうに運営補助金を支出して、それなりの成果が見られた。よって28年度をもって終了するというこの考え方については一貫したものがございますので、その辺りは御理解いただけたらと思います。

中村博行委員長 今の説明からすると、すごく納得できる分かりやすい説明だと思うんですよ。ただこの27年の発言をどうするかというところが一番問題になるという点だと思うんですよね。その当時結局連結とみなしたような発言にも関わらず、委員会で可決しているわけですよね。議会のほうにも責任がないとは言い切れないというようなことにもなるかと思えますけど、その発言をもって委員会がそういう判断をしたとなると、また問題かと思えますけども、その辺、実は山田委員も私もその時点でこの委員会にいなかったわけなんですよね。そのときのことでやはり確認をしたいという点があれば、十分その辺りを含んで山田委員も私もちょっと調査をしてきたわけなんですけど、それで何か御意見なり質問があれば。

松尾数則委員 当時の関係者として、私はこの説明があったときにもう頭から連結決算だという認識がありました。ただ今回はそういった問題ではなくて、本来は助成すべき団体じゃないところに助成しているということに問題があるんじゃないかという気がしているんですが。済みません、内容について説明書をそのままのみにしたというところあるかもしれませんが、そうせざるを得ない状況もあったと思っています。

中村博行委員長 ということになれば、連結という認識で審査をされたにも関わらず可決をされたということですね。その当時一番そういうことに対

して懸念を抱かれてずっと反対されていましたが岩本委員、何か、ずっと一人がこれに。

岩本信子委員 ずっと反対しておりました。今急に資料を見ているから、見ながら思うんですけど、まず中央青果の損益計算書の出し方ですよ。普通なら借方、貸方という形で出されるはずなのよ。それが借方貸方という形になっていないのよ。それで今一生懸命これを読み解こうと思って、黙って見よったんですけど、ちょっと帰ってからきちんと表に表さないとなぜ分析できないかということと、もう一つは役員会、議事録、それから総会の議事録、そのようなものはちゃんと準備されているんですかね、あるんですかね。やはりこういうことは、全部役員会で議事録は多分会社だったら皆取らなくてはいけないことになっていますから、そういうものがまずあるのかないのかお聞きします。議事録。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 昨年からそういった総会に出席しておりますが、その議事録の確認はしていません。

岩本信子委員 株式会社というものはあるはずですよ。ちゃんと定款やら何やらに議事録を取らなければならないということ。それで全部例えばマイナスだった、これで補助金を受けた、そういうことも全部議事録にきちんとされないと、はっきりいってこの会社は本当に何の会社っていうことになるんですよ。そうですね、副市長。議事録というのは必要ですよ、株式会社には。

古川副市長 商法、会社法に定めてある株式会社には、岩本委員が言われたものは必要だと私も解しております。

岩本信子委員 反対の理由は多分分かっていただけたと思います。本当に今の決算書、損益計算書を見ても全然分かりにくいんです。物すごく分かりにくくて、山田委員がいろいろ言われていたけど、これを読み解くのに

どうしようかなと思いつつ、今度ゆっくりと読んでまた委員会を開いていただきたいと思いますけど、一つ気になるところがありました。それは中央青果販売というところなんですけど、先ほど営業外費用で繰延資産の償却ということで言われていましたよね、山田委員が、そのときにぱっと目に付いたのが、18ページの小野田青果販売なんですけど、ここ460万これ費用が入っているんですよ。その前を見たら10万ぐらいしかないんですよ。（「それはいい」と呼ぶ者あり）いいのそれは、それは補助金でされたということでもないということによろしいですか、はいはい。とにかく今これを見てぱつと言えというのは難しいんですけど、その監査というのはどこがやっていたんですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 白川元監査委員で監査をしていただいていたところでございます。（「じゃあ市が監査していたんですね」と呼ぶ者あり）

岩本信子委員 先ほどいろいろと言われたんですけど、2,000万の株式のうち、半分はどこが持っているんですかね。例えば、1,000万に対しての1,400万の債務超過となっていると、これは変な説明をされたって言うんですけど、例えばそういう債務超過があったら、その株主の中でいろいろと話し合われているはずなんですよ。市が持たなくてはいけないという理由がどこにあるのかなと思っているんですけど、まず株主が知りたいです。どこが何ぼ持っているというのが分かれば教えてください。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 400株ございまして、200株の1,000万円が山陽小野田市、100株の500万円がJA山口宇部農協、残り11の個人の方がそれぞれ株をお持ちです。全部で13人が対象となります。

岩本信子委員 もう一度言いますね。400のうち、200が市、100がJ

A、あとの100が個人で持たれている。それで個人が何ぼあるんですかね。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 11です。合計13になります。

岩本信子委員 11人ね、個人が。例えばこの債務超過になっているとかいうような話は、こういう株式の総会でこれだけの全部で13人おられますね、JAが結構100持っているということは大きいかなと思うんですけど、そちらのほうからは何の意見もないんですか。出しましょうとか、そういうことはないんですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 当時の内部の検討等を見てみますと、この市場自体の公益性というものを判断して、岩本委員が言われました他の株主への負担というものも考えられないかという検討はしておったようです。そうした中で市場の公益性、あるいは必要性等を鑑みて、市が債務超過分の何がしかを負担しようという結論に至ったと聞いております。

岩本信子委員 そういうものを検討された資料というのは残っているんですか。議事録みたいなものは。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 資料としては残っておりません。

中村博行委員長 先ほど芳司部長が過去の経緯をずっと説明されたと思うんですけど、それが結局市の検討をされたということになろうかと思うので、過去からの経緯をもう一度言える範囲で、その結果2,400万の累積ということになったと思うので、その対処方法ということになったと思うんですね。

芳司産業振興部長 先ほどもちょっと申し上げましたけれど、当然庁内でもこ

の市場の運営改善に向けての協議というのはしております。議事録は当然ないわけですが、26年度以降3か年にわたって、この運営補助金を出すに当たりまして、たしか24年度であったと思っております、この段階で関係者が集まりまして、そういった協議をしているということを知っております。ポイントとすれば、内部環境のマネジメントであるとか、外部からの支援であるとか、内部の財務マネジメントであるとか、更に言えば市場としての魅力の喪失とかそういった形の中で一つ一つチェックをしながら検討したということは聞いております。その中で先ほど次長からもありましたけれど、公的な機能を持つ市場の存続に向けて何をすべきなのかという形の中で、市の補助金の投入だけではなくして当然自助努力についても、市場として業者のほうでも更にする必要があるんじゃないかということもあります。大きくは例えば取扱量の確保であるとか、増加、それから更なる衛生的な環境の整備とか、公益的機能の理解浸透、市民に対する理解ということも入ってくるかと思えます。そういった幅広い議論をした中で、運営補助金を当面出すことによって累積債務の解消を図っていこうという結論になったと聞いております。先ほどから御指摘ありますけれど、株主総会等々、この中でどのような議論がされているのかということにつきましても、ただ示された資料をぱっと見て終わりということでは決してなくて、私自身ちょっと簿記のほう詳しくありませんので申し訳ないんですけど、ただ説明の中で特に先ほど申しました、まず取扱量を増やしていく、全国的にこういう市場の取扱量が決して多くない中で、山陽小野田市としてこの地方卸売市場を存続させていくためには、まずこの取扱量の確保というのが一番大事であると。これについて会社のほうから年次計画をまず出させて、それがどのように推移しているのか、この辺りの確認もしながらそれができていない理由は何なのかとか、そういった議論は当然総会の中でもしておりますし、そういう指摘をするのが私どもの役目と考えております。

中村博行委員長 議事録はないということでもありますけども、しっかりした協

議はしたということ。（「ないと言い切っているんですか」と呼ぶ者あり）ないんでしょ、議事録は。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 会社の議事録につきましては、先ほど申し上げましたのは確認していないということを申し上げました。

中村博行委員長 確認していないということですね。

山田伸幸委員 一般質問のときに下瀬議員が青果販売について質問をしておりました。その中で、あそこの仕組みとして学校給食に関して青果販売が一手の買受人になってそれまでの市場に来ておられた皆さんが今度は運搬業者の役割をおっているという質問があったんですが、これについては実際にそのような運営となっているのかどうか、その点をまず確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 学校給食につきましては、小野田青果販売が窓口になっておるとお伺いしております。中央青果につきましては集荷、分荷という、それが卸売業者の任務でございますので、集荷したものを分荷する際に小売の方々と一緒に手伝っていただいて、その後学校給食に卸す検品であるとか、量の仕分けであるとか、そういった仕分けを一緒にされて、今小売の方々がそれぞれ学校に配送されているという形だと聞いております。

山田伸幸委員 ではあのときに下瀬議員が指摘をした事項については、ほぼ事実であるという認識でよろしいのでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 下瀬議員の御指摘というのをちょっと私よく記憶しておりませんので、それは今その小売の方々が配送をされているということでありましたら、それは今そういう状況であります。

山田伸幸委員 では、青果販売が買受人になれるのかどうなのかというのを知りたくて、市場条例というのを見ってみました。市場条例の第39条及び第40条、第39条は自己の計算による卸売の禁止ということが書かれていて、第40条は卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止、要するに卸売業者が買受人になってはいけないということですよね。ですが、先ほどから明らかなように、中央青果の代表取締役は青果販売の代表取締役でもある。これはいけないんじゃないですか。いかがですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 青果販売につきましては、議場でも少し述べさせていただきましたが、そもそもその会社ができた経緯というのが、市場の取扱高がかなり急激に落ちてきていた。その中で平成22年ですが、取引を増していくこと、あるいは市場機能を強化していくこと、活性化していくことというそういったことを念頭に会社を設立されたものだと理解しておるところであります。買受人につきましては、条例の中でも中央と地方とでのかなり条例の厳しさというのは違うところがございしますが、地方におきましてはほかの買受人の買い付けに対して不当に制限することがあってはならないという定めがございますので、市としましては制限をしているものではないという認識の下で今買受人として対応しているところでございます。

山田伸幸委員 40条はこのように書いているんですね。「卸売業者（その常勤役員及び使用人を含む）は自己の業務に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。」このようにはっきりと書かれている。そのあとただし書で「買受人の買受けを不当に制限することとならないと認められる場合は、この限りではない。」というただし書きがあるんですが、ほかの青果販売以外の買受人が買いたくても今のシステムでは、例えば学校給食でいえば一手買い付けているわけですよね。青果販売が。今までの権利を今までそこで買い付けて、配送して、そこで利益を得ていた。そういった自分

たちが今まで得ていた利益が不当に制限されたんじゃないですか。どうしてもここに青果販売が入ることによって自分たちの正当な商売の邪魔をされているんじゃないでしょうかね。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 今回の形になったのは、学校給食が親子方式になったときにその形になったというお話を聞いております。その中でしっかりといろいろな小売の方々も含めてお話がされておると考えております。

山田伸幸委員 会社の設立は平成22年ですよ。親子方式は平成18年ですよ。ちょっと説明と違うんじゃないですか。（「もっと前」と呼ぶ者あり）平成12年からですよ。ですから今の説明からするとおかしな説明になりますよ。どうですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 失礼しました。22年に青果販売が設立されて、それから今の形をとっている。その前までは卸売業者の中で少し今の条例等に関して疑義があるような卸の形態があったように聞いておりますので、それも含めて青果販売というものが設立されて正していこうという形になったとも聞いております。

山田伸幸委員 今私が調査した範囲では、買受人の中にこの青果販売の存在に対して非常に疑義を申し立てている人が多数いると。そうなればこの条例違反になるんじゃないんですか。青果販売が自分たちの営業を阻害していると感じている業者がたくさん存在しているんじゃないですか。特にそういう二重の構造を作り出したがために、物品の価格も上昇していると。ですから宇部とか下関で買い付けたほうが絶対安くなると。こういった青果販売が入ったことによって、非常に高いものを買わされているというような証言も私は聞いているのですが、その点についてはいかがですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 2点あったと思いますが、まず1点目の買受人とのそういった疑義があるというお話ですが、昨年こちらの市場のほうにまいりまして買受人の役員、組合の役員であります、そういった方々との不定期であります意見交換も行いました。またほかの買受人の御意見もいただいております。そういったお話もいただきましたら、当然その買受人、青果販売のほうにも伝えておりますし、社長は同一でございますが中央青果のほうにもそういった話があるということはきちんと伝えておりますし、そういった問題点があるのであれば改善するべきであるという指導もしてきております。2点目としまして、価格の関係ですが、確かに株主総会等のお話の中でも単価高というお話はありました。そういった中で良いものを安く仕入れるというところはしっかりと良い品物、安い品物というものを仕入れるということは必要なことであろうと思います。

山田伸幸委員 この二重構造によって高くなっているんじゃないかということを知っているんですよ。そういった実際の姿を課長は御存じないんですかね。二重構造によって高くなっているということ。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 中央青果のほうの売上げに関しましては買い付け販売と委託販売がございます。それで買い付けたもの、あるいは委託を受けたものにつきましては委託販売手数料というものも掛かってきますし、買い付けた場合には当然利益というものも上乘せしなければ会社自体が成り立ちませんので、そういった中で単価高というのがあるといってお話につきましてはしっかりと買受人の御意見もお伺いしますし、中央青果のほうに対しても確認をしてまいりたいと思っております。

山田伸幸委員 私が取材した中で、卸売と買受けが同じ人ということは要するにインサイダー取引に当たるんじゃないかという指摘をされる業者もおられるんですよ。そういうふうにならば買受人の皆さんからこの二重構造に対して不満が出ているのであれば、先ほど言った40条のただし書

には当てはまらないと思うんですが、いかがでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長　そういったお話もお伺いしたこともございますし、卸売業者のほうに確認もしているところでございますので、その辺りは他の皆さん方、買受人の皆さん方を含めまして、またしっかりと協議をしていくべきであろうと思っております。

中村博行委員長　今の件ですけれども、結局今の形態が必ずしも適正ではないという判断ができるんですけれども、それについて内部でそういう協議等々をされているのか、また今後どういう形にするとかいうこともあるのかどうか。

芳司産業振興部長　先ほどからいろいろ御意見いただいておりますけれど、最初のほうで私申しましたけれど、まずこの市場の存続というのが一番大事であると考えております。そのために市としても3か年にわたって運営補助金を支出したわけですが、資料の21ページを御覧いただければ分かると思うんですが、中央青果の累積債務の推移表ですね、青い折れ線グラフで示しておりますけれど、25年のときに2,400であったものが、28年1,350万ということで、こうなったことによってかなり運営がしやすくなってきたという事実は確かにございます。あとはほんと自助努力ということでしっかりやっていただく必要があると考えているんですけれど、いずれにいたしましても市場とすればまず、この取扱量を増やしていく、併せて地産地消とかいろいろありますので、そういった状況に対応していくという状況がまず求められているのかなと思っております。それと先日株主総会に買受人の方も参加されておられたんですけれど、なりわいの小売店の方々、やはり全体的に高齢化が進んでいるとか、取扱いが減ってきている、売上げが減ってきているという中で、あえてやはり宇部までは行けないという御意見もあるんですね、実際問題。やはり市内にある市場、これを何とか頑張ってもらいたいという御意見も頂いております。ただその頑張っていく方向としてどうい

った形がいいのか、先ほどからありますけれど、いろいろな買受人の方からも御意見があるとお聞きしておりますし、次長のほうも現場に行っているいろいろな意見交換もしているということでございます。そういった中で現在の体制について極めて著しい問題があるというふうに私は捉えておりませんが、今後そういった御意見があることも踏まえまして、更なる、当然私ども市としての指導もしていく必要があると思っておりますし、更によりよい運営ができるように努めてまいりたいとは考えております。

山田伸幸委員　そういうことを聞いているんじゃないんですよ。40条のこの規定に違反しているんじゃないかと。青果販売はこの40条のただし書にあるような業者ではもう既になくなっていないんじゃないかということとをさっきから言っているんですよ。私は卸売市場の問題については、それは確かにいろんな面で必要だとは思っています。ただし、その運営については、いろいろ協力しておられる買受人の皆さんが、やはり快く一生懸命頑張っていけるような、そういう体制でなくてはいけない。特に公営の市場でありますので、その辺は後ろ指を指されるようなことがあってはならないということとをさっきから言っているんですよ。ですが、この40条に違反するような青果販売という業者が存在しているのではないか、しかもこれは卸売業者の社長が兼務をする。これはどう見てもおかしいじゃないですか。卸売業者の利益を確保するために、買受人が高く買って、それを下にまた更に卸していくという形になれば、結局は消費者が多大なる損害を受けてしまうということになりますよね。不当に高いものを買わされる。私が聞いた業者の方では、このような小野田の中央青果にはもう付き合いきれないということで逆に離れていっている。そういう実態があるんだという話をお聞きしました。やはりこれはきちんと市のほうが、条例に即して対応していかないと、そういった不満を持っておられる方皆、離れていってしまうんじゃないかと。今市内の大手スーパーがかなりの部分を買付けておられると思うんですが、そういった業者というのはよそでも買えるわけですよ。それでもなおか

つ、この高いと言われている小野田で買っておられるのは、やはりこの小野田の青果市場を何とかして維持するために協力しなくちゃいけないという思いを持っておられるからですね。ですが、そういった尊い思いが市のそういう不正に対してやっぱり見て見ぬ振りをしているんじゃないかと思われているんですよ。これどんどんもっと逃げられたらほんとの市場そのものが崩壊してしまうんじゃないかというおそれを抱いておられるから皆さん私に対していろんな情報を提供してくださった。だからそれに対して市が、きれいごとだけを振りかざして運営は今のままですよ、青果販売にも頑張ってもらいますよ、みたいな形で皆さんが納得されるのかどうなのか。その点を1番危惧しているんですけどね。私の言いたいこと分かりますか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 大変よく分かります。市としましてもこの市場運営を健全な運営の方向に持っていく。そして市民の台所としての市場というものを活性化していく。これは子会社である青果販売もそうでしょうし、他の買受人もそうだと私は思っています。だから市場をよくしていこうというその思いというのは、私はいずれからも感じ取っております。よく市場を回ったときに言うんですが、風通しをよくしていこうじゃないかと。不定期ではありますけれども、いろんな買受人と集まりをもってよりよい方向に持っていかうじゃないかという気持ちは持っています。山田委員が言われたこと、しっかり肝に銘じておりますし、よく理解できます。これからもそういった市場運営に対して皆さんの協力を得なければできない。特に買受人、小売店舗の皆さん方の御協力を得なければできないということは重々分かっておりますので、そういった意味を含めまして比喻としまして風通しのよい市場運営にしていこうじゃないかというところで買受人との意見交換なり、御意見等もしっかり聞きながら更なる市場の活性化、発展に向けて頑張っていきたいと思っております。

山田伸幸委員 市がそういう思いであるのならば、40条に照らして青果販売

の存在そのものが問題ではないかという指摘に対してどのように考えておられるのでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 現在では先ほど申しあげましたようにそういう市場の活性化であるとか、そういったものを取り組むための子会社であるという認識でございます。ただ先ほどから様々な御指摘を頂いておりますので、これにつきましてはしっかりと子会社に対しても話を聞いていく必要があると考えております。

山田伸幸委員 子会社の話を聞くという問題ではなくて、今現在青果販売が買受人になっているわけでしょう。けどほかの買受業者から異議申立てがあるんじゃないんですか。おかしいじゃないかって。私の聞いた範囲では大変多くの買受業者の皆さんが、この青果販売が卸売業者と兼ねていることについて異議申立てをしていると聞いていますよ。そういうのも分かっておられないんですかね。ここを正常化しないと、皆さんどんどん離れていけますよ。そのことを私は危惧してこの場で言っているんです。今の話じゃ何かきれいごとでこの委員会を終わらせようと思えないんですが、いかがでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 子会社の話をしましたのは先ほどから出ております買受人のお話でございますので、その買受人の一人としての発言をいたしました。やはりこれはそういった御意見があるということ、今御指摘も頂いておりますし、山田委員からも頂いておりますし、買受人の方からのお話も聞いたこともございます。この場ですぐこうこうするよではなくて、まずはそういったいろんな意見をお持ちの方々皆集まっていただいて、しっかりとお話をさせていただく必要があろうかと。それをもって、もしそういった好ましくない対応なり体制があるのならば、それは正しい方向に持っていかなければいけませんし、そういった指導はしてまいるということでございます。

岩本信子委員 小野田青果販売というのは学校給食だけの特化した、結局買受人ってということじゃないんですよね。どうなんですかね。ちょっとそのとこだけはっきりさせていただきたい。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 ほかの会社等にも卸しておられます。小売をされておられます。

杉本保喜委員 この推移を見てちょっと疑問に思ったんですけど、この青果販売が平成22年10月13日に設立されていると。この設立目的、どういような協議があった結果として、この同じような方がこの会社の中に入っているわけですよね。そういう中で行政としてこれができるときにどのような理解をしておるのか。そして平成25年、26年になって補助金を出して、どんどん下がっていったんだけど、その22年に設立した後に25年までほとんどこの債務推移表については成果としてどこにもないわけですよね。だからこの3年の間にこの青果販売がどのような目的を達成してきているのかが見えないなと思うんですけど、その辺りがどのように理解されているか教えてください。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 御指摘のようにその債務については減っておりません。というのが取扱高とかそういったものが、競り売りも含めまして生産者の減少あるいは競り売りの減少という、買受人の減少というものがそれ以上にあったということで、減少に至らなかったと。中央青果に関しましては先ほどから述べておりますように取扱高が減っていく中で市場の活性化であるとかそういった市場機能の強化に向けて、というスタンスで立ち上げられたというふうに私は認識しております。ただその成果が表れていないというのは事実であろうかと思えます。

岩本信子委員 学校給食なんですけど、私も学校給食の小売店の方に行って成果を調べました。そしたら中央青果がまとめて学校給食をされていると。市内の小売業者の方々がたくさんいらっしゃるわけなんですよね。だか

ら普通だったらこの販売を通さなくて、直接中央青果と学校給食の業者の方々は取引されているものと、そして中央青果がまとめて学校給食の業者の方に払っていらっしゃるということを聞いているんですよ。だから学校が学校給食をまとめて、まず中央青果に発注かけるわけです。材料の。そして今度その材料の発注をかけたのを今度中央青果がそれぞれの学校の小売業者がおってじゃから、それにここの学校が何ぼですよ、何ぼですよって言って出してその人たちがそれを買って、学校に運んでいるということを小売業者さんから聞いています。だから今の私は中央青果がそれをやれているんだなと思っていたら、青果販売がいらっしゃるということで、今のシステムの中で青果販売がそこを担っていらっしゃるんですか。結局発注を受けていらっしゃるのは。学校から全部まとめて発注を受けていらっしゃるんですよ。その発注受けているところが、中央青果なのか、青果販売なのかということがちょっと知りたいんですけど、いかがですか。分かりますか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 基本的に卸売業者は買受人以外に販売できないということがございますので、その中では買受人である青果販売というものが通っていると。そういう考え方です。ただし卸売業者は集荷それから分荷作業というのが卸売業者の機能にございますので、その中央青果に関しましては、分荷、品物を分ける作業をしておると。その中に小売店の御協力をいただいて、学校給食に関しましては検品作業あるいは分荷をしていると。それで小売に送っていただいているという形と認識しております。

岩本信子委員 確認です。注文を受けているところは、中央青果ということでよろしいわけですね。（発言する者あり）青果販売なの。今の話じゃ。どっちなん。中央青果が学校給食を一手に引き受けているわけですか、発注を。どっちなん。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 青果販売が受けて売るということでござ

います。

山田伸幸委員 だから、その青果販売が今まで小売業者の人たちがやっていたのを全部取り上げたということですよ。要するに。そういうことですよね。だからそれが問題だということで皆さんが不満をお持ちであるということなんですよ。そのようには判断しておられないんですか。その青果販売そのものの存在が二重構造で非常に高いものを市に卸している、卸さざるを得ない。そういう状況が生まれている。要するに販売と配送は違う業者がやっているわけですからね。だけど恐らく学校給食のほうは配送している業者が自分のところに対して商売の取引をしてくれていると思っていると思うんですけどね。違いますか。

長谷川知司副委員長 関連して、今、山田委員が言われたのはとても大事なことだと思うんですね。でも今日の議題とはちょっとずれていると思うんですね。これは別にまたしなければいけない問題だと思います。今日これをすぐに答えられる問題でもないと思いますので、これは大きな問題ですから、日を改めてやったほうがいいと思います。それで今まで問題となっておった補助金のことの説明ですね。これについては信頼関係を私たちは執行部と持っていると思うんです。それで先ほど言われましたように貸借対照表とか損益計算書がきちんと理解できるというものは少ないと思いますし、それについては執行部の説明をあらかじめ私たちは信用しておるべきなんですが、それで採択にもしておるんですが、それを信頼関係が壊れたということだと思います。これはとても大きな問題です。それで最後の支払いがどのようなになるかというページ、24、25、26ページ見ますと、これはきちんと中央青果のほうに支払いができていくということで結果としてはきちんとされているということなんですが、信頼関係が損なわれたということはとても大きな問題だと思います。それでこの24、5、6の印鑑を押された部長、課長とか見ますと1年交替で替わられています。やはり内容をきちんと理解するためには1年ごとの交替ではまずいんじゃないかと思います。やはり議会と執行部の

信頼関係を取り戻すためにも今後あまり短い人事異動というのは好ましくないなと思いますが、これについて副市長一言お願いします。

古川副市長 今日テーマにつきまして、るる部長なり次長が説明したとおりなんですが、今、副委員長も言われたように27年の3月の説明につきましては舌っ足らず、不適切な部分が見られたということはちゃんとこの場を借りておわびいたしたいと思ひますし、今後こういうことがないようにちゃんと執行部のほうもこの委員会に臨むに当たっては体制を整えていきたい。その体制というのは今、副委員長が言われた組織面も踏まえてということをお含みおきをいただけたらと思ひます。それと先ほど山田委員が言われました卸売市場条例の40条のただし書、これについては今、このただし書に基づいて青果販売は設立されているというふうに私もこの2か月ですけど、理解いたしております。そうした中でそういうようなこともあるということも考えまして、今日右から左ということで答弁もできかねますので、これについてはまた持ち帰りまして、担当の課のほうでよく精査なり調べさせていただきたいということしか今言えませんが、御了解いただけたらと思ひます。

山田伸幸委員 まだ誤解されていると思うんですけど、平成27年の係長の説明、これは一番合理的なんです。これが一番合理的に説明されているんです。ほかには説明されていませんし、これが一番合理的で数字の上では、なぜそのような金額になったということまで細かく説明されているので、これを舌っ足らずというのはちょっと違うと思ひます。それとこのたび中央青果で株主総会が開かれました。小さいことだから言わないでおこうかと思ひていたんですけど、いまだにまだ中央青果については1,300万円の不良債務がありますよね。にもかかわらず社長の報酬がこのたび200万ぐらい上がっているんですよ。ちょっとそういうことって、普通の会社じゃ起きない。もっと逆に言ったらね、まだまだ3年間1,100万の補助金もらって、なおかつまだ1,300万の負債を抱えている、その代表取締役社長がこの期に及んでまだ給料を

200万も上げる。ちょっと一般常識では、市から補助金を出しているわけですから、ちょっと考えにくいようなことが起きているんですよね、この株主総会で。それ承認されたわけですよね。課長も部長も取締役ですからその場面出ておられたと思うんですけど、それについては何も疑問を挟まれなかったんでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 決算書の中で現役員の報酬が200万円上がったという事実はございません。事業計画の案の中で全体の取扱高を上げていく、その中で役員報酬というものを数パーセントそれに見合うだけのものを上げていくという事業計画上ではございます。それは昨年度の総会のおきに出された資料でも同じく取扱高数パーセントあるいはそういった上を目指した中でその中の役員報酬というのは上げたという計画は立てられておりまして、それを承認しておりますが、昨年度の決算書の結果では200万上がったという事実はない、取扱高もそこまで至らなかったということがありますので、200万円上がった報酬を頂かれてはおりませんでした。30年度、来期の営業報告の中で取扱高を上げていくんだという取組の中で役員報酬というものは約200万でしたか、そういった200万上がったような計画が出されておりましたが、それにつきましては全体的な事業計画ということで総会の中で承認しております。

岩本信子委員 総会の中の議題の一つとしてそれが挙げられていると思うんですよ。役員報酬とかいうのは絶対議題の一つですよ。その中で売上げが何パーセント上がったら200万上げるという提案なんですか。総会の中の提案書は。どうなんですか。そこら辺はつきりしなければ、普通なら、役員はこのたびから何年度から今まで利益が上がりましたからこれだけ報酬上げますという普通総会で議事が出てそれで議事録として取って、きちんと上がっていくんですよ。それ今聞くと議題が売上げが上がらないと、上がらないという書き方になっていると言われたことが納得いかないんですけど、それはどうなんですか。何ぼ上がったら何ぼっ

ていうふうに決めていらっしやらないんですか、そこんところはっきりさせて。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 幾ら上がったら幾らというパーセントとかそういった細かい目安ではなくて大きな目安の中で事業計画、取扱高をこれだけ目指すんだと、これだけ上げていくんだという中でそれぞれ割り振りをされて、その割り振りをされた中で報酬の増もその中に挙がっていたと。しかしながら前年度の決算、前年度もそういった計画をお立てになっておられました、事業計画どおりにいかなかったということで、役員報酬につきましても据え置きというような形になっていたということでございます。

山田伸幸委員 28年度の決算で役員報酬は目標値に達しなかったのが上げられなかったということなんですけど、そもそもまだ不良債務が解消されたわけではないですよ。その不良債務が解消された後じゃないんですか、役員報酬が上げられるとかいうのは。それが経営者としての最大の責務ではないんですか。もしくは責任を取られるかどちらかですよ。

古川副市長 この中央青果は一株式会社でございますので、ここの委員会の中で私どもがどのような形で答弁することはできかねますので、その辺はちょっと御了解願いたいと思います。

山田伸幸委員 でも50%は市の出資ですよ。ですからやっぱり当然その中で分かる範囲についてお答えいただかないと。この委員会は何をしていたのかと笑われますので、そういう形で逃れることはやめていただきたいと思います。

古川副市長 分かる範囲で部長も次長も答弁しておると考えております。ですから責任問題とか言われても、そこまでは今の段階では答弁をしかねるという言い方でございます。

山田伸幸委員 昨日も私に対して買受業者の方から今日は注目していますよ、傍聴に行けなくても中継は見させてもらいたいという申出もありました。そうした中で特に皆さんが思っておられるのは、この中央青果と青果販売の非常に自分たちでは考えられないような関係があると。買受人の利益を阻害しているとしたら、皆さんから思われていないという問題がこの委員会の中で不問に付されることはあってはならないという御意見だったと思うんですよ。何かこの場では、これ以上の答弁を控えさせていただきたいというようなことでは、そういった買受人の皆さんの不満というのは解消できないと思わざるを得ないんです。私も勝手に言っているわけではなくて、皆さんのそういった声に基づいて、調査に基づいて発言をし、今のいろいろな事実関係についても皆さんの証言を得ながらやっているわけですから、是非納得できるような回答をお願いしたいと思っております。

古川副市長 不問に付するとかいうことは全然考えておりません。先ほど副委員長も言われたように今日の委員会の議題は、補助金の使途についてということでございましたので、それについては真摯に部長も次長も答弁させていただきました。しかしながら、今のこの40条のただし書等々、また青果販売と中央青果の件につきましては今回ここまで指摘なり御意見があるというふうには想定をしておりませんでしたので、これにつきましてはこの場では十分な答弁ができませんので、控えさせていただきたい。これについてはまた私どものほうもその辺はよく調べるなり精査はしたいというふうなことで申しておりますので、御了解いただけたらと考えます。

山田伸幸委員 私は事前にこういう資料をそろえていただきたいという中に、小野田青果販売の決算書と貸借対照表も含めてお願いをしたところ、事前に執行のほうからそこまでは民間業者なので、そろえられませんよという言い方もされました。しかし実際には出てきたわけで、当然この審

査の中でこの青果販売のことが取り上げられる。しかもその存在価値そのものが大きな焦点になっている。そもそも下瀬議員の一般質問が、ああいうふうな形で行われたというのは、この山陽小野田市場全体の浄化を図ることが1番の目的でありますので、それについて私としては市民の皆さんから寄せられた様々な情報については、ここで取り上げさせていただいて、その疑義を解消しなくてはいけない。そういう責務があるわけですから。青果販売についてはこの問題とは関係ないような言い方は、これは間違っていると思っております。やはり本委員会の審査というのはあの一般質問で、これまでのこの委員会はそういう役割を果たしていなかったという反省の上で今日があるわけですので、それについてはしっかりと事前の準備も含めてやっておいていただかないと、市民に対する責任が私たち議会は果たすことができませんので、そのことを述べさせていただきます。

岩本信子委員 一つ聞きたいのが、22ページの支払命令書のところです。これは先ほど取引会社が倒産したとか、いなくなったとか、負債を抱えたとかそれが結局理由でこの命令書で出されたということを知ったんですけど、まずこの取引会社は1社だったんですか、何社あったんですか。そのところをちょっと。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 1社であったと聞いております。

岩本信子委員 それでここをちょっと見ますと、配当残高というのが出ていますよ。それでこの中央青果というのは配当を出されていたんですか。私はこれだけ業績が悪いと配当なんて出されるわけではないなとは思いますが。長期未払金とかいうのも結構ありますので、配当されていたのかどうかをちょっと一つお聞きします。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 今の支出命令書の関係でしょうか。

岩本信子委員 この支出命令書は1社と言われましたよね。この金額まるまる235万5,803円が不良債権となったわけですね。という考え方でよろしいんでしょう。それはそれでいいとしても、ちょっと気になったのが配当残高という金額がありましたので、この配当金というのがこの会社そのもの、中央青果そのものが出されているのかどうかを聞きたかったんです。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 お尋ねの件は金額の上の予算現額、負担行為済額、配当残額とこちらのことでしょうか。

岩本信子委員 違います。ここの会社ですね。（「何ページですか」と呼ぶ者あり）何ページでもいいんですけど、じゃあ例えば2ページ、長期未払金というのがありますよね。790万7,640円、この内訳の中に未払配当金が入っているのかどうかをお聞きしたいと思います。

中村博行委員長 要は配当があったかないかということですよ。

岩本信子委員 そうです。これは、議事録で出るはずなんですよ。毎年毎年総会があったら。幾ら配当しますというのは議事録できちんと載っているはずなんです。だからそれは難しいことじゃないですよ。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 そういったものは未払金とか売掛金等で内訳では挙がってきていると思います。それが未収金として買受人にどれだけの売掛金等があるか、未収金があるかというそういった中で挙がってきていると思います。それにつきましては貸借対照の資産の部の売掛金、そういった中に入っていると思います。

岩本信子委員 買掛金というのがあるでしょ。買掛金の中で業者からお金をもらえないというのが出てくるんですよ。未払金というのは一体何なのかということが資産を買ってそれが未払いになっているとか、いろいろな

ものがあるじゃない。そういうのもあるんですけど、配当も長期未払いの中では入れられないことはないですけど。だから結局は毎年毎年総会開いているじゃないですか。そのときに配当する、せんという議決があるはずなんですよ。だから御存じないなら配当はないということをおっしゃっていただければ問題ないんですけど。配当があったら大変よ。山陽小野田市半分あるんじゃけ。

古川副市長 配当があれば財産収入で、予算で挙がってくると思いますけど、多分予算書のほうにもないですので、配当はないだろうと思いますし、岩本委員が言われたようにこの決算では配当は、私も貸借対照表分かりませんが、普通では出せないだろうというふうには理解いたします。

岩本信子委員 じゃあ先ほど言った22ページの配当残高というのは、これが何なのか説明してください。

古川副市長 これは市の予算の関係ですので、一切中央青果とは関係ございません。この中央卸売市場事業の特別会計の予算の中でまだこれだけ残っていますよということですので、市の会計のことですので一切中央青果とは関係ございません。

岩本信子委員 21ページです。これ一応累積債務の推移表は出ているんですけど、できたらこれに対して補助金の金額を入れてほしいなど。中央青果に出していた補助金のグラフを出してほしいと。それともう一つこの卸売市場が、いつでしたかね、予算で返さなくてよくなったのが、22年ぐらいじゃなかったですかね。何年ぐらいでしたかね。債務が終わったとき。起債の終わったとき。この卸売市場の。聞くのが、その前までが随分とようけ補助金出されていたんですよ。債務が終わるまでは。私は債務が終わったから、もうこれで補助金出さなくて済むなって思っていたら、またまたずっと続いて出ていた1,000万から出ていたんです。だから反対もしたことがあるんですけど、その一応いつ債務が完

了したのか、それもきちんと入れてもらって、その債務のための補助金と中央青果に出した補助金とがあると思いますので、その辺をグラフでこれと同じように表してください。よろしく申し上げます。

中村博行委員長　るる出てまいりましたけども。先ほど言われたのは岩本委員、市の特会への繰出金の意味でしょ。その推移が知りたいということですね。（発言する者あり）先ほど副委員長のほうから出ましたように今日の委員会の最大の趣旨は結局500、300、300の補助金に対してそれが適切に市場のほうへ使われているか、要するにそれを見れば結局グラフ等々からしっかり市場のほうに行っていると、ただ懸念されていたのが小野田青果のほうに還流されていたのではないかという懸念があったということが最大であったと。それについては執行部の27年度の答弁にかなり問題があったということで、一応謝罪もありました。ということで、この件については一旦置きたいと思います。ただし、先ほど副市長のほうからもありましたように、検討していただかねばならない案件がたくさん出てきております。それと同時に先ほど岩本委員からも出ていますようにお金の推移ですね。そういったものも含めてまた委員会を開催するようになると思いますので。また執行部のほうにおかれましては、先ほどから出ました意見等々、しっかり踏まえられた中で対応していただきたいと考えております。ということで今日の委員会はこれで終わりたいと思いますが。よろしいですか。

杉本保喜委員　気になっているのはこれから頑張りますよと、見込みということで役員報酬も何パーセントか上げますというようなことで、それでオッケーしたというふうに私は聞こえたんですけど、そのやり方というのはこれからも承認されていくのかどうかということですよ。今言われるように赤字のものがある中で、基本的には成果を出して初めて報酬をもらえるというのが社会の常識なんですよね。それを見込みがあるから、「はい、お金くださいね」というのは、それはちょっと違うと思うんですけど、その辺りのところをもう少し確認なりしていただきたいと

思います。

中村博行委員長 その辺りはしっかり今日の意見を踏まえた中で対応されると
思いますし、委員会としてもチェック体制はしっかりと整えてやってい
きたいと思いますので。

山田伸幸委員 どうしても買受人の皆さんが正常な運営を求めておられますの
で、その点については今日答えが出ないということでもありますので、し
っかりと検討していただきたい。これは副市長もおられますので、是非
とも市民から見捨てられるようなことがないようにしていただきたいと
いうことでもあります。

中村博行委員長 そうしましたら、一応今日の委員会はこれで閉じたいと思
います。どうもお疲れ様でした。

午前 11 時 46 分散会

平成 29 年 7 月 12 日

産業建設常任委員長 中 村 博 行